

平成30年度 横浜市病床整備事前協議【公募要項】への質問に対する回答

◇H30.10.22時点（質問者が特定される内容を除き、原則、質問は原文のまま掲載しています。）

	質問	回答
【配分対象とする病床機能】		
1	・精神科単科の病院を運営しております。合併症などの問題を含め、今回の公募に募集したいと思います。対象医療機関として、公募できますか？	・今回の公募は、医療法第7条第2項で定める一般病床及び療養病床の増床を対象にしています。精神病床の増床は対象外です。 ・一般病床又は療養病床で今回の配分対象となる病床機能での増床や設置を希望される計画であれば応募可能です。
2	・認知症治療病床の設置も検討しておりますが、こちらも今回の応募病床数に含めるのでしょうか。	
【配分要件】 「開設許可後10年間は配分を受けた時の機能と病床数を維持すること」		
3	・「開設許可後10年間は配分を受けた時の機能と病床数を維持すること」とありますが、機能と病床について10年以内でも回復期機能であれば地域包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟どうしの病棟再編を行ってもよろしいでしょうか。（例：回復期全体の床数は変えずに各病床数の変更）	・原則として、応募した際の事業計画を維持してください。
【様式1－(2)】添付資料（紹介率・逆紹介率）		
4	・医療法施行規則(第9条の20六)で特定機能病院について定義されている紹介率、逆紹介率と同じ算出式と考えてよいでしょうか。 (算出式) ・地域医療支援病院紹介率=(紹介患者の数／初診患者の数)×100 ・地域医療支援病院逆紹介率=(逆紹介患者の数／初診患者の数)×100	・地域医療支援病院の承認要件について国の通知で定義されている式で算出してください。
5	・「○紹介率○紹介元一覧○紹介元別患者数○逆紹介率○逆紹介先一覧○逆紹介元別患者数」の統計値につきまして、全診療科の統計でよろしいでしょうか、診療科ごとなど指定はありますか。	・全診療科を合計した算出で提出してください。
6	・直近3ヶ月分は合計値の算出でよろしいでしょうか、月ごとなど	・月ごと及び合計値の算出で提出してください。

	指定はありますか	
【様式 2－(4)】病院等の開設等予定年月日		
7	・開設許可申請とは改修工事の場合、医療法に基づく変更許可申請、開設届は使用許可申請と認識してよろしいでしょうか。	・改修工事の場合は、「開設許可申請」は「開設許可事項変更許可申請」に、「開設届」は「構造設備使用許可申請書」にそれぞれ読み替えてください。
【様式 3－(5)】病床の種別および病床数		
8	・希望する病床数は現行の病床数以外の増床分のみを記入する認識でよろしいでしょうか。	・増床分のみを記載してください。
9	・計画を変更せざるを得なくなり、今回の公募に応募する病床数より減った場合は、どのようになりますでしょうか。	・実現可能な事業計画で応募してください。
【様式 4】医療従事者の概要		
10	・現行人員について、10月1日時点の人員を記載すればよろしいですか	・平成30年10月1日時点の人員数を記載してください。
11	・新設の場合はどこまで記載すればよいのか。	・現行欄の記載は不要です。整備後計画欄に新たに開設する病院の必要人員数とすでに確保済人員数を記載してください。
12	・新たな病院を開設する計画ですが、この場合は、本表にどのように記載すればよろしいでしょうか。例えば、現行欄には現在の病院の従事者数を計上し、整備後計画欄の必要数及び確保済人員は現病院と新病院の合計人数を計上してよろしいでしょうか。	・整備後計画のための採用内定者や勤務を内諾している人員は確保済人員として計上して差支えありません。
13	・整備後計画の確保済人員につきまして、2019年4月1日内定者等(将来分)は含んだ数値でよろしいでしょうか。	・整備後計画のための採用内定者は確保済人員として計上して差支えありません。
14	・整備後計画欄の診療報酬施設基準上の必要数のうち、看護師・准看護師・看護補助の箇所について、開院初年度は、稼働率を徐々に上げていくことを予定していますが、どの時点の患者数をもとに必要職員数の算出を行えばよろしいでしょうか。	・配分する病床数の全床を運営するにあたって必要となる人員数を記載してください。

15	・施設基準上、配置が要件となっていない医療職の場合、必要数は「0人」として記載しても差し支えないでしょうか。	・差し支えありません。
16	・整備後計画欄の確保済人員とは、何をもって「確保済」と考えればよいでしょうか。例えば、雇用契約書等の正式な契約を交わしていないとも、新病院開院時の勤務を内諾している職員は、「確保済」と考えてよろしいでしょうか。	・整備後計画のための勤務を内諾している人員は確保済人員として計上して差支えありません。

【様式5】計画敷地の面積及び平面図

17	・現在計画の敷地に関しては相談中の状況です。詳しい面積や平面図の資料が準備できない可能性が考えられますが、添付は必須でしょうか？また、詳しい資料が出せなかつた場合に代替の簡易的な資料やその他添付した方がいい書類等はありますでしょうか？	・実施設計等の詳細設計の添付は必要ありません。 ・予定敷地について建築関係の法的調査などを行い事業計画の実施が可能かどうかを判断できる図面等で応募書類提出時点で添付可能なものを添付してください。
18	・建物計画予定用地が変更となった場合の手続き等	・原則として、応募した際の事業計画どおりに進めてください。
19	・提出します平面計画につきまして、変更となる場合の手続き等	
20	・計画が進むにつれて、どの程度の変更が許容範囲であるのか	

【様式6】計画建物の構造概要及び平面図

21	・増改築の内容において変更前後の定員は消防法令に沿う収容人数を記入する認識でよろしいでしょうか。	・病室の場合は何人部屋かを記載してください。それ以外の用途の場合は定員数の記載は不要です。
22	・増改築の面積の記載は延床面積の認識でよろしいでしょうか。	・その通りです。
23	・駐車場計画の資料の提出可否。駐車場計画が変更となる場合の手続き (参考) 横浜市駐車場条例の解説のURL http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/gimu/sassi.html	・資料の提出は不要です。 ・駐車場の計画について、ヒアリングの際に伺う場合があります。

【様式7・8】資金計画等

24	・社会福祉法人の場合、病院であっても新社会福祉法人会計基準で会	・新社会福祉法人会計から病院会計への組み替えは必要ありません。
----	---------------------------------	---------------------------------

	<p>計処理を行っています。様式8に集約されるように記入様式の科目は病院会計準則が基本となっておりますが、新社会福祉法人会計から病院会計へ組み換える必要はありますか。また、組み換えが必要な場合、社福基準と比して科目及び計上基準の相異があるため「医業」、「医業外」、「経常」「臨時」など中途で表現される利益について、誤差が生じます。組み換えが不要な場合は、社会福祉法で定められた事業活動計算書及び貸借対照表をもって様式8の代用は可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法で定められた事業活動計算書及び貸借対照表をもって様式8の代用とすることは可能です。
--	---	---

【その他添付書類】②土地又は建物の登記事項証明書

25	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の確保状況について契約締結を済ませている必要がありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも賃貸借や売買の契約締結を済ませている必要はありません。 ・応募書類提出時点の土地の確保状況が分かる書類（覚書など）を添付してください。
----	--	---

【事務連絡票】ヒアリング参加者

26	<ul style="list-style-type: none"> ・12月に予定されているヒアリングには、法人以外の者の参加も可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング出席者3名のうち、開設（予定）者以外の方は、法人以外の方でも構いませんが、提出した応募書類の内容について十分な回答が出来る方で構成してください。
----	--	--